



平成26年成人式に関するお知らせ

●平成 26年成人式

- ◎と き 平成 26 年 1 月 12 日(日) 14:00 ～
- ◎ところ 文化会館 (JR 厚狭駅新幹線口から徒歩 3 分)
- ◎対 象 平成 5 年 4 月 2 日～平成 6 年 4 月 1 日生まれの人
※進学・就職のため市外に転出された対象者で、本市の成人式に参加を希望する人は、社会教育課へご連絡ください。



■成人代表あいさつの募集

新成人の中から代表あいさつをしていただける人を募集します。

- ◎テ - マ 「はたちの誓い」
- ◎応募期限 10 月 31 日(木) (必着)
- ◎応募方法 社会教育課に備え付けの申込書に記入し、テーマに沿ったあいさつ文 (800 字程度) を添えて提出してください。
(郵送, E-mail でも可)
※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。



〈問い合わせ・提出先〉〒 756-8601 山陽小野田市役所 社会教育課 (☎ 82・1203)



あなたを襲う消費者トラブル

市では、生活安全課内に消費生活センターを設置し、複雑・深刻化する消費生活問題に対して専門の相談員が相談に応じています。お気軽にご相談ください。また、各種団体向けの出前講座も行っています。

【山陽小野田市消費生活センター】

- ◎所 在 日の出一丁目 1 番 1 号
市役所 生活安全課内
- ◎相談時間 月～金曜日 8:30 ～ 17:15
(祝日, 年末年始を除く)
- ◎電話番号 82-1139

◎消費生活相談事例の紹介

〈相談〉

携帯のオンラインゲームで遊んだら？

中学生の子が親の携帯電話を使って、無料と宣伝しているオンラインゲームで遊んだところ、後日携帯電話会社から 10 万円を請求された。

〈対応とポイント〉

テレビやインターネット上の広告では「無料」ばかりが強調されることから、有料コンテンツが含まれていることに気がつかず、子どもが知らないうちに購入してしまったり、パソコンやスマートフォンの場合には、親が決済サービス等にクレジット番号を登録しておいたことにより子どもは簡単な認証のみでカード決済ができ、高額なものを購入してしまったりするケースが見受けられます。オンラインゲームは、有料アイテムなしでは楽しめない仕組みのものもあります。日ごろから、利用するときのルールなどを子どもとよく話し合っておくことが大切です。



〈問い合わせ先〉消費生活センター (生活安全課内 ☎ 82・1139)